

解体作業での労働災害を防止しましょう

解体工事業を含む『その他の建築工事業』の労働災害件数は平成24年以降、毎年30件以上発生しており、また、団塊世代の定年退職、少子高齢化にともなう住宅戸数の過多により、今後、家屋解体の増加が見込まれるため、解体工事での労働災害防止が喫緊の課題となっています。本リーフレットを活用しゼロ災をめざしましょう。

1 作業に適した服装

- 長袖の作業着など肌が見えない服装で作業をしましょう。
- 保護帽(国家検定合格品)、安全靴(JIS規格、JSAA協会品)及び丈夫な手袋を着用しましょう。
- 必要に応じ防じんマスク(国家検定合格品)や保護眼鏡(JIS規格品等作業に応じた物)を着用しましょう。
- 防じんマスクの使用に当たっては、使用前に漏れがないか確認するためのフィットチェックをしましょう。
- 保護眼鏡を使用する前に割れ変形汚れが無い点検しましょう。
- 暗部で作業を行う場合は、照明等を設置し反射材を着用しましょう。



2 安全な作業のための準備

- 事前に吹き付け石綿、石綿含有保温材及び石綿含有ボード等の除去を専門業者又は有資格者により行う。
石綿除去区域は隔離すること。
- 作業を開始する前に、作業主任者、指揮者を選任し、その者の指揮を受けて作業を行いましょ。
- 周りで作業を行っている人に危険が及ぶことのないよう、作業計画を作成し、作業員間で連絡を取り合い、十分注意して作業を実施しましょ。
- がれき等の廃材を運搬するための**運搬経路を確保**しましょ。
- 解体で使用する機械等は、**作業開始前に点検、整備**を行いましょ。
- 車両系建設機械は、**1年以内ごとに1回、特定自主検査**を受け、移動式クレーンは、**年次点検、性能検査**を受けましょ。
- 使用する機械等は、種類、能力等に応じ**有資格者による運転**を行いましょ。
玉掛作業は玉掛技能講習修了者による作業を行いましょ。
- 作業主任者等 **高さ5m以上のコンクリート造、鉄骨造の建築物を解体する時は、作業主任者の選任が必要です。**



高さ5m以上の足場の組立て解体等を行う場合には、作業主任者の選任が必要 足場の組立て解体等には、特別教育が必要です。

石綿の除去、含有建材の解体は、作業主任者の選任が必要です。

解体作業には、特別教育が必要です。

木造建築物を解体する時は、作業指揮者の選任が必要です。



3 作業中に注意すべき事項

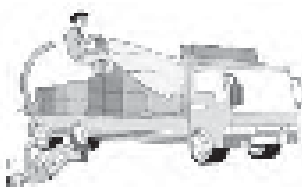
がれきの処理の際

- 安定の悪いがれきの上などで作業をしないようにしましょう。
- 重い物を無理に1人で運ぶのはやめましょう。
- 倒れた柱などの長尺のがれきを運ぶときは、周りに人がいないか十分注意しましょう。
- 薬品等の容器や、液漏れした機械、設備等を見つけた場合には作業責任者に連絡しましょう。
- 石綿が含まれているおそれのある建材(ボード等)については、散水等によりできるだけ湿潤化するとともに、原則、割らずに分別し、石綿作業主任者、特別教育修了者で対応しましょう。
- 作業中の重機(車両系建設機械、移動式クレーン等)に近づかず退避しましょう。



荷積みの際

- トラック等へがれきを積む際は「積み過ぎ」に注意しましょう。
- トラック荷台に積まれたがれきに乗らないようにしましょう。
- 作業の性質上、荷台等に乗る場合は、墜落防止措置を行いましょう。



その他の留意事項

- 解体中、吹付石綿、石綿含有保温材等を発見した場合は、作業を中断し石綿除去工事への対応、監督署及び県又は市への届出をしましょう。
- 粉じんが舞うような場所での飲食や喫煙をしないようにしましょう。

4 健康管理

- 常時使用する労働者に対し定期健康診断を受診させましょう。
- 粉じん作業を行う労働者に対し、じん肺健診を受診させましょう。
- 吹付石綿、石綿を含有する建材等を取り扱う労働者に対し石綿にかかると健康診断を受診させましょう。
- 重い物は、1人で運ばず、複数で対応する、機械を使用する等腰痛対策を行いましょう。
- 夏場、熱中症予防対策を行いましょう。
WBGT温度計を活用しましょう。
- 休憩場所、トイレを設置しましょう。



※作業中に体調が悪くなった場合又は、被災した場合は、作業を直ちに中止し、すぐに救急搬送をしましょう。

ご不明な所がございましたら、和歌山労働局 労働基準部 健康安全課
又は、所轄労働基準監督署へ問い合わせをお願いします。

車両系建設機械 解体用 技能講習留意事項

(平成25年の改正に伴う運転資格の変遷)

昭和47年10月1日に労働安全衛生法施行に伴い就業制限業務として機体重量3t以上の車両系建設機械に対し技能講習制度が始まった。

特例講習として昭和47年10月1日から昭和49年9月30日まで実施された。**特例講習修了証には特例と記載がある。**



昭和53年1月1日就業制限業務として機体重量3t以上の車両系建設機械(**基礎工事用**)運転技能講習が始まり、車両系建設機械運転技能講習には、**整地・運搬・積込み用及び掘削用の表記がなされた。**



基礎工事用の特例講習は昭和53年1月1日から昭和53年12月31日まで実施された。***特例講習修了証には特例と記載がある。**

昭和47年10月1日から昭和52年12月31日までに実施された車両系建設機械運転技能講習修了者(特例を含む)は、**整地・運搬・積込み用及び掘削用のみ有効である。**



平成2年10月1日就業制限業務として機体重量3t以上の車両系建設機械(**解体用(ブレーカー)**)技能講習が始まった。

解体用の特例講習は平成2年10月1日から平成4年9月30日まで実施された。***特例講習修了証には特例と記載がある。**

車両系建設機械(解体用)技能講習(特例を含む)は平成2年10月1日から平成25年6月30日まで実施された。



平成25年7月1日、機体重量3t以上の車両系建設機械(解体用)は、従来は、**ブレーカーのみであったが、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機**の3機種が追加される。



平成2年10月1日から平成25年6月30日までに実施された、解体用運転技能講習修了者(特例を含む)は**ブレーカーのみ運転が可能**である。

特例講習修了証には、**特例の記載があり1種から4種の内いずれかの種別の記載がある。**特例講習を修了することにより**ブレーカー、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機**の4機種の運転が可能となる。**特例講習期間は平成25年7月1日～平成27年6月30日まで実施**



主な車両系建設機械 運転資格

車両系 建設機械	機体重量	技能講習	特別教育	年齢制限
整地・運搬・ 積込み用及 び掘削用	3t以上	○	×	18歳以上
整地・運搬・ 積込み用及 び掘削用	3t未満	○	○	18歳以上
解体用	3t以上	○	×	18歳以上
解体用	3t未満	○	○	18歳以上
基礎工事用	3t以上	○	×	18歳以上
基礎工事用	3t未満	○	○	18歳以上

使用する建設機械、荷役運搬機械等について、資格の判断がつかない場合は、和歌山労働局 労働基準部 健康安全課又は、所轄労働基準監督署へ問い合わせをお願いします。